

## 新型コロナウイルスへの対応に関する基本方針（第7信）

～緊急事態宣言解除を受けての基本方針～

学校法人九州ルーテル学院  
理事長 福田 邦子

九州ルーテル学院は、5月14日（木）の新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言の解除と熊本県・熊本市の休業要請の全面解除及び「感染未確認地域への引き下げ（熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部長通知〔5月26日〕）を踏まえ、段階的に教育活動を再開します。

但し、緊急事態宣言解除後もこれまで通り、学生・生徒・園児・教職員の安全と健康、感染の拡大防止のため、三つの密が重ならないよう安全面を第一に、授業の再開を試みていきたいと思っております。

具体的な方針につきましては、以下ご確認ください。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大は日々状況が変化しており、対応も日々変更されていきます。何卒、ご理解、ご協力賜りますよう、お願い申し上げます。

### 1. 授業再開後の対応について

各部門において、6月1日より段階的に通常授業を開始いたします。

それぞれの詳細につきましては、以下ホームページをご確認ください。

- (1) 九州ルーテル学院大学 <https://www.klc.ac.jp/>
- (2) ルーテル学院中学・高等学校 <http://www.luther.ed.jp/>
- (3) 認定こども園ルーテル学院幼稚園 <http://luther-yo.jp/>
- (4) 九州ルーテル学院大学附属黒髪乳児保育園 <https://www.klc.ac.jp/knh/>

### 2. 教職員の勤務等についての基本方針（変則勤務の教職員含む）

学生・生徒の授業再開に合わせて、教職員の勤務についても通常勤務に戻します。

再開後も学びの場の安全を確保するために、「三つの密」を徹底的に避ける、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」、「一定の距離を保つ」など基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を導入し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続しなければなりません。

①勤務における基本方針

- (1) 出勤前の検温
- (2) 人との間隔は出来るだけ2M（最低1M）を空ける。
- (3) 会話をする際は、出来る限り真正面を避ける。
- (4) 会話をする際は、マスクを着用する。
- (5) こまめな手洗いを心がける。

②県をまたいだ出張・研修・旅行・訪問等

緊急性がないものについては、当面可能な限り延期する。  
感染者が多く発生している対象地域への往来は自粛する。

③海外渡航（出張・旅行等）

入国制限措置と入国後の行動制限措置の双方の措置をとっている国・地域があることを踏まえ、継続して不要不急の渡航は極力延期または中止とし、やむを得ない場合は事前に所属長にご相談ください。

④学外への施設開放

当面は、受入れを中止とさせていただきます。なお、解放の時期については、改めてご案内します。

### 3. 学院関係者の皆さまへ

- (1) 外部からのお客様方につきましても、マスク着用、手指消毒のご協力をお願いいたします。入構の際は、門衛所にて来訪先、入構許可証の提示等、適切な処置をお取りください。
- (2) 構内において、一定の人数を超える会議等の参加につきましては、検温をお願いする場合がありますのでご了承ください。
- (3) 学食は、6月8日（月）から利用開始とします。当面、座席の間引き、換気等で密な状態を作らないよう注意し、感染防止に努めます。

### 4. 新型コロナウイルスに関連する教職員休業の措置

6月1日以降も引き続き、新型コロナウイルス感染症に関する対応として、「就業規則」第25条（特別休暇）第2項第4号の「感染症予防法による交通遮断又は隔離」及び第5号の「非常災害を受けたとき」を準用し、下記の場合、特別休暇扱いとします。

(1) 教職員が罹患し、学院が休ませる場合

※感染がわかった場合は速やかに連絡ください。

(2) 感染が疑われる教職員を、学院が休ませる場合

※以下の症状がある場合は、帰国者・接触者相談センター（以下(3)）にご相談ください。

・息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ（倦怠感）・高熱等の強い症状が一つでもある

- ・重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある  
重症化しやすい方とは、高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を使用している方です。
- ・上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続いている  
（症状が4日以上続く場合は早めにご相談ください。）
- ・妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに新型コロナ相談センター（帰国者・接触者相談センター）にご相談ください。

(3) 【24時間】新型コロナ相談センター（帰国者・接触者相談センター）について  
（熊本市感染症対策課ホームページより）

「新型コロナ相談センター（帰国者・接触者相談センター）」では、新型コロナウイルス感染症に伴う健康不安や陽性者との接触の不安に関する相談、新型コロナウイルス感染症の疑い患者を診察する医療機関（帰国者・接触者外来）の受診調整を行います。（※熊本市外にお住まいの方につきましては熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口（コールセンター）（外部リンク）へご相談ください。）

①専用電話番号 ☎096-364-3222、☎096-372-0705

FAX 096-364-3361（9時～19時）

②受付時間 24時間対応（土日祝日も対応）

※なお、新型コロナウイルス感染症に関するリスクレベルの引き下げ等を踏まえ、新型コロナ相談センターの受付時間を令和2年（2020年）6月8日（月）から当面の間、以下の時間に変更いたします。

受付時間 午前8時半～午後8時（平日）

午前8時半～午後5時半（土曜・日曜・祝日）

ファックス相談の受付時間に変更はありません。

③対応内容

※新型コロナウイルス感染症に伴う健康不安や陽性者との接触の不安に関する相談

※新型コロナウイルス感染症の疑い患者を診察する医療機関（帰国者・接触者外来）の受診調整

熊本市以外にお住まいの方につきましては、管轄の保健所等へのご相談をお願いいたします。

## 5. 適切な感染防止対策の基本方針

(1) 発熱者等の学校等への入構防止（教職員、来訪者）

- ①息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ（倦怠感）・高熱等の強い症状が一つでもある教職員や来校者の入構を制限

- (2) 三つの「密」(密閉、密集、密接)の防止
  - ①施設利用の際の入場制限、行列を作らないための工夫や列間の確保  
(約2M、最低でも1M)
  - ②換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)
  - ③密集する会議の工夫  
(対面による会議を避ける、間隔を空ける、電話会議やビデオ会議を利用等)
- (3) 飛沫感染、接触感染の防止
  - ①教職員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの施行
  - ②校内・事務所内の定期的な消毒
- (4) 移動時における感染の防止
  - ①ラッシュ対策(自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
  - ②教職員数の出勤や授業の工夫(一部テレワーク等による在宅勤務の実施等)